

川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設の指定管理者の 指定の手續に関する規則（案）の概要について

平成25年6月
文化スポーツ部 文化芸術振興課

1 制定の趣旨

平成27年にオープンを予定している西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）のうち、市が管理するホールなどの施設については、川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設（以下「拠点施設」といいます。）として、設置・管理に関する条例の制定に向けて取り組んでいます。

拠点施設については、指定管理者による管理を可能にすることを予定しており、その指定の手續きについて必要な事項を定めるため、川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設の指定管理者の指定の手續に関する規則（以下「規則」といいます。）を定めようとするものです。

2 規則（案）の主な内容

規則（案）に定める主な内容は、次のとおりです。

(1) 指定管理者の指定申請書

指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体が、市長に提出する申請書の様式を定めようとするものです。

(2) 申請に当たっての添付書類

指定管理者の指定申請書の添付書類を、次のとおりとしようとするものです。

- ① 定款・寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- ② 市長が指定する事業年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- ③ 市長が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- ④ 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- ⑤ 指定管理者が行う業務の実施に関する計画を記載した書類
- ⑥ 上記①から⑤までのほか、市長が必要と認める書類

3 規則（案）の施行期日

規則（案）の施行期日を公布の日としようとするものです。